公安調査庁

（公安調査庁調査第一部第一課長）法務事務官　浅香　勝
（公安調査庁調査第二部長）同　梶浦　祐史
（釧路公安調査事務所長）同　岩渕　有一
（盛岡公安調査事務所長）同　山内　茂生
（千葉公安調査事務所長）同　山下　直貴
（中部公安調査局長）同　町田　好己
（中部公安調査局調査第一部長）同　安藤　秀樹
（近畿公安調査局長）同　村上　宏行
（近畿公安調査局総務部長）同　大江　輝彦
（京都公安調査事務所長）同　大野　壽彦
（九州公安調査局長）同　永澤　仁志

国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により平成二十九年三月三十一日限り定年退職（各通）
川勝　修一

叙位・叙勲

○叙位

従五位に叙する
左舘秀之助　志萱　末雄
正六位に叙する（各通）
川音　正平　呉羽　聖史
白鳥　正光　中村　一
従六位に叙する（各通）
岩平　清　宅嶋　文夫
正七位に叙する（各通）
里中　明好　梅川　荘吉
従七位に叙する（以上二月二十日）
（東京工業大学名誉教授）白尾　恒吉
（都留文科大学名誉教授）平井　龍明
従四位に叙する（各通）
溝口　宏二　石橋　敏男
正五位に叙する
正八位　佐竹　正幸
従五位に叙する（各通）
赤澤　保　穴田　松雄
石橋　一男　小野　源一
（岐阜県公立学校長）高木　久美
中林　弘　中村　豊継
正六位に叙する（各通）
益田　裕　田中　利典
橘高　智光　倉地　正春
中田　照信　長谷川忠男
従六位に叙する（各通）
井上　幸三　大野　武敏
富澤　廣幸　中西　利雄
松井　実　養田　昌允
正七位に叙する（各通）（以上二月二十一日）
（京都大学名誉教授）幡野　茂明
正四位に叙する　秋山　裕一
正五位に叙する（各通）
麻生　基　阿部　至聖
従五位に叙する（各通）
金谷　與平　竹内　仁
松井　敏員　宮津　友保
正六位に叙する（各通）
河村　幸男　黒森　正憲
小林　正之　高貫　巖
従六位に叙する（各通）
石垣　清　上村　清春
（海上保安官）大平　初
高瀬　尚人　西田　俊一
水品　敏郎　渡邉　秀彦
正七位に叙する（各通）
従七位に叙する（以上二月二十二日）
加藤　裕　谷脇　憲司
従四位に叙する　河合　俊次
従五位に叙する
梅澤　久雄　小山　節人
武田　浩二　細田　久夫
正六位に叙する（各通）
小森谷　昭　佐藤　一郎
従六位に叙する（各通）（以上二月二十三日）
鈴木　建司　殿岡　利治
正六位に叙する
保木　政幸　奥田　増彦
久留宮辰男　藪　勇
正七位に叙する（各通）
山田　勝　青田　通　桑村　弘昭
従七位に叙する（以上二月二十四日）
（千葉県警部）佐久間定雄
羽根　豊樹　原武　論
新田　幸義　松尾　浩
従六位に叙する（各通）
（徳島県巡査部長）川口　義弘
古川　一郎　宮平　政則
正七位に叙する（各通）
八木　俊夫　徳永　國昭
従七位に叙する（以上二月二十五日）
眞鍋　學　八巻　康男
従五位に叙する
正六位に叙する
小西　衛　小沼　明
滝沢　賢治　津留　一基
渡辺　眞吾
従六位に叙する（各通）
薄井　英二　日比野一二三
堀川　和巳
（警視庁警部）
正七位に叙する（各通）
中間　静雄
従七位に叙する（以上二月二十六日）
西　功文
○叙勲
旭日単光章を授ける（二月二十一日）
松井　敏員　稲田　寛
旭日双光章を授ける
小森谷　昭
旭日単光章を授ける（以上二月二十二日）
柏木　幸次　小泉　重一
旭日双光章を授ける
石川　和夫　田代　憲治
佐々木彌四夫
旭日単光章を授ける（各通）（以上二月二十三日）
川音　正平　呉羽　聖史
小熊　一雄　白鳥　正光　宅嶋　文夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
中村　一　里中　明好　中里　善雄
大日方謙一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十日）
（岐阜県公立学校長）高木　久美
瑞宝小綬章を授ける（各通）
中村　孝司　中村　豊継
石橋　一男　橘高　智光　新藤　二郎
富澤　廣幸　中田　照信　中林　弘
松井　実
瑞宝双光章を授ける（各通）
赤堀　伴福　井上　幸三　大野　武敏
佐川　安　中西　利雄　星野　信行
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十一日）
（京都大学名誉教授）幡野　茂明
瑞宝中綬章を授ける　阿部　至聖
黒森　正憲　上村　清春
高貫　巖　小林　正之　加藤　裕
竹内　仁　高瀬　尚人
水品　敏郎　渡邉　秀彦
瑞宝双光章を授ける（各通）
（海上保安官）大平　初
小山　節人　佐藤　一郎　武田　浩二
御小柴　晟　吉永　健一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十二日）
久留宮辰男　鈴木　建司
瑞宝双光章を授ける（各通）
大塚　義成　羽迫　秋滿
森　豊次　山田　勝
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十四日）
桑村　弘昭　芝　進
新田　幸義　原武　論
瑞宝双光章を授ける
（千葉県警部）羽根　豊樹
古川　一郎　宮平　政則
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十五日）
滝沢　賢治　八巻　康男
瑞宝双光章を授ける（各通）
中間　静雄　堀川　和巳
（警視庁警部）
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十六日）

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十九年三月三十一日
外務大臣　岸田　文雄

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十九年五月四日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の定めるところにより、外務大臣に対し審査請求ができます。審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができません。